

第 165 回臨時国会

参議院本会議 20 号 2006 年 12 月 15 日

林久美子君 民主党の林久美子でございます。

民主党・新緑風会を代表いたしまして、政府提出の教育基本法の改正案につきまして、反対の立場から討論を行います。

まず冒頭、昨日の与党による強行採決に怒りを込めて抗議をいたします。

国の根幹の在り方を定める非常に重要な教育基本法案について、議論する際には十分な審議が必要であり、結論を得る際にも少しでも多くの国民の皆さんに理解が得られるよう、最大限の努力を惜しむべきではありません。議論そのものを拒否する与党の姿勢は、政府案を丸のみし、立法府に身を置く自らの責任を放棄したと言わざるを得ず、言論の府の存在意義をないがしろにしたものであることにほかなりません。

さらに、私たち民主党の提出した日本国教育基本法案などについて採決すらず、一方的に審議を打ち切ったことは、余りにも不誠実で、許されざる行為であることをここに強くお訴えを申し上げます。

そもそも、今回の教育基本法改正の必要性について、安倍総理は、改正は国民の声だと繰り返してこられました。その根拠として挙げてこられたタウンミーティングがやらせであった以上、改正は国民の声だ、ではなくて、改正は政府の声だ、にほかなりません。前提はもろくも崩れ去りました。さらに、政府のタウンミーティング調査委員会が最終報告書を公表したのは会期末直前の今月十三日で、十分な精査はなされておらず、その質疑すら十分に行われてはおりません。前提そのものが失われた以上、教育基本法の改正に根拠はありません。この状況においての拙速な採決には断固反対を申し上げます。

以下、反対の理由を申し上げます。

まず第一に、教育の憲法である教育基本法が変わることによって子供たちを取り巻く環境がどのように変わるのかが何ら示されていないということです。いじめ自殺、未履修問題、児童虐待など、子供たちを取り巻く環境が悪化している現状の中で、この法律が成立したとしても、すぐに現場の課題が解決されるわけではないということを伊吹文部科学大臣も御答弁をされております。今第一に行うべきことは、教育基本法の改正ではなくて、これらの現場の問題を解決することではないでしょうか。

私たち民主党は、こうした現場の課題に正面から向き合い、解決していく決意でございます。そのため、日本国教育基本法案を提出するに当たり、制定後の我が国の教育の姿を国民の皆さんにお示すべく、教育財政と教育行政の改革の具体策を法律案として提出をいたしました。減少を続ける教育予算をしっかりと確保するための学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案を提出したほか、文部科学省と都道府県、市町村に決定権が分散されている責任の所在を明らかにし、できるだけ運営の主体を現場に持っていくことなどを盛り込んだ地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案を、それぞ

れ参議院に提出いたしました。

一方、政府はこうした具体的な提案を何ら示さず、教育基本法を改正することによって教育財政は確保されるのか、教育行政は変わるのか、全く明らかにされておりません。法律の改正によって何が変わるのかを明らかにすることなく、成立だけを目指すのであれば、一体だれのための改正なのでしょう。政府の独り善がりの思いだけで改正されるのであれば、子供たちのため、国民のためであるとは到底言うことができません。

反対の理由の第二として、冒頭で申し上げましたが、政府が教育基本法の改正について国民の皆さんとともに議論を重ねてきたとする大前提が崩れたことです。

政府が改正について国民の皆さんから理解を得ているとする根拠の一つとしてタウンミーティングがございます。しかし、政府のタウンミーティング調査委員会の最終報告書によりますと、タウンミーティングにおいて、十五回のやらせ質問や、国家的詐欺行為と言っても過言ではない不正経理が次々と明らかになりました。

特に、政府案によって子供たちに公共の精神や自主自律の精神を求めておきながら、教育行政をつかさどる文部科学省によってこうした不正が行われていたということは完全なる規範意識の欠如であり、教育基本法の改正案を提出する権利などないと言わざるを得ません。

政府提出の教育基本法の改正案を理解する民意が作為的につくられたものであり、まやかしのものであるということが明らかになった以上、もう一度国民の皆さんの生の声に丁寧に耳を傾けるべきではないでしょうか。しっかりとした土台なくして、教育の未来を高く積み重ねていくことはできません。

そして第三に、教育の目標が政府案の第二条に掲げられているということです。

委員会の審議などにおいて、政府は教育基本法は理念法であると繰り返してこられました。その理念法の中になぜ目標を掲げるのか、理解することができません。目標を掲げれば、国民がそれを達成しなくてはならないという義務が生じてまいります。しかし、学校において、家庭において、その目標を達成することのできなかつた子供や保護者や教師は一体どうなるのでしょうか。理念法に目標を掲げることに違和感を禁じ得ません。

さらに、第四に、学習権の保障が法律に明記されていないということです。私たち民主党の日本国教育基本法案第二条には、学ぶ権利の保障として学習権をうたっております。学ぶ主体は国民一人一人であり、日本に暮らすすべての人々が充実した人生を全うするための学びを保障すべきであるという考え方に立っています。しかしながら、政府案では、教育は与えるものであるという書きぶりがなされており、主体である国民に権利としての学習権が与えられているとは思えません。教育は一人一人にしっかりと保障されるべきものであり、学習権の保障を法律に明記すべきであると考えますが、この点においても、政府案は不十分であると言わざるを得ません。

このほかにも、不当な支配や宗教教育の在り方など、数多くの問題点がございりますが、こうした状況の中で、なぜ採決を急ぐのでしょうか。各種の世論調査でも明らかであるよ

うに、国民の多くは、この国会での拙速な教育基本法の改正を求めてはおりません。国民の皆さんの声に対する極めて不誠実な態度を早急に悔い改めるべきでございます。

日本の未来を担っていく子供、未来に向かって真っすぐに伸びていく子供たちを支えていく国の大方針を議論する際には、真摯で丁寧な、そして十分な審議を積み重ねていくべきではないでしょうか。政治は、未来の子供たちに対して責任を果たすべきです。このような形で国家百年の計についての議論を打ち切るようでは、私たちの子供や孫、そしてそれ以降も続いていく未来の子供たちからのそしりを免れることはできません。母親の一人として、そして、この国会で教育基本法について審議した議員の一人として、ざんきに堪えぬ思いであります。

拙速さの中で審議された、やらせと不正と思い込みの上に立った政府の教育基本法の改正案では、子供たちを取り巻く環境を改善することはできない、未来ある子供たちへの責任を果たすことはできないんだということを強くお訴えを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)